

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書

平成30年2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」では、婚姻に際し、夫婦同姓も夫婦別姓も選ぶことができる選択的夫婦別姓制度の導入に対して、42.5%が賛成し、条件つき賛成を含めると66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回っている。特に、多くの人が初婚を迎える30代の賛成や条件つき賛成の人の割合は、84.4%であり、女性の社会進出の増加とともに、選択的夫婦別姓への国民的理解が進んでいるところである。

一方、最高裁判所は、平成27年12月に、民法の夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については、裁判の枠内で判断することは困難とし、その制度のあり方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事項にほかならないと結論している。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けて議論の促進を図るとともに、関連法令の審査を進めることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月26日

大阪府茨木市議会